

## 簡易公募型競争入札方式に準じた手続による手続開始の掲示

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

平成30年6月8日（金）

独立行政法人都市再生機構西日本支社

支社長 西村 志郎

### 1 業務概要

- (1) 業務名 大和川左岸(三宝)地区先行整備街区宅地整備工事変更図書作成その他業務  
(電子入札対象案件)
- (2) 業務内容  
主な内容は以下のとおりである。
  - ① 工事変更図書作成
  - ② 工事展開等資料作成
  - ③ 意向確認資料作成
- (3) 履行期間 平成30年7月下旬（契約締結日の翌日）～平成32年3月15日（予定）
- (4) 履行場所 大阪府堺市堺区南島町他
- (5) 本業務は業務成績評定対象業務である。受注者には、業務完了後業務成績評定点を通知する。付与した業務成績評定点は、将来業務発注時に価格以外の評価項目として使用することがある。
- (6) 本業務においては、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う（ファイル容量及び種類によっては電子入札システムで資料を提出できないことがある。この場合、入札説明書に示す提出方法及び提出期限を厳守の上、資料を提出すること。）。なお、電子入札により難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。（様式は機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札→電子入札運用基準からダウンロードできるので、参加表明書提出期限までに下記3(1)②～様式1及び2を提出すること。

### 2 指名されるために必要な要件

- (1) 当機構関西地区における平成29・30年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争(指名競争)参加資格を有している者で、業種区分は「土木設計」の認定を受けていること。なお、競争参加資格のない者は、参加表明書の提出時までに競争参加資格の認定を受けていること。
- (2) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条の規定に該当する者（契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者）でないこと。
- (3) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則第332条の規定に該当する者（一定の不誠実な行為により当機構から取引停止措置を受け、その後2年間を経過しない者）でないこと。
- (4) 参加表明書及び資料の提出期限から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の実施場所を含む区域を措置対象とする指名停止を受けていないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと（詳細は当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得、契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙「暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照）。
- (6) 平成20年度以降(平成20年4月1日から参加表明書提出期限まで)において国、地方公共団体、公社、独立行政法人、都市計画法第12条第1項又は第29条第1項に則った事

業の施工者が発注し、完了（下請受注による業務の実績は含まない。）した業務のうち、下記に示す業務の実績を1件以上有すること。

・宅地整備事業における整地工・擁壁工・排水工・道路工が含まれる、住宅等の用に供する宅地整備工事の設計で設計面積がA=1.0ha以上の実施設計業務。

※ 別業務不可。ただし、追加業務と合わせて複合業務となる場合は可とする。

※ 既存設計の修正又は変更に伴う実施設計は可とする。

(7) 予定管理技術者については、次に掲げる条件を満たす者であること。

① 下記の何れかの資格を有する者

1) 技術士(総合技術監理部門(建設)、建設部門又は上下水道部門)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者

2) R C C M(道路・土質及び基礎・下水道・鋼構造及びコンクリート部門の何れか)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者

② 平成20年度以降(平成20年4月1日から参加表明書提出期限まで)において国、地方公共団体、公社、独立行政法人が発注し、完了(下請受注による業務の実績は含まない。)した業務のうち、下記に示す業務の実績を1件以上有すること。

・宅地整備事業における整地工・擁壁工・排水工・道路工が含まれる、住宅等の用に供する宅地整備工事の実実施設計業務。

※ 別業務不可。ただし、追加業務と合わせて複合業務となる場合は可とする。

※ 既存設計の修正又は変更に伴う実施設計は可とする。

③ 参加表明書の提出期限日時点において雇用関係があること。なお、社員でないことが判明した場合「虚偽の記載」として取り扱う。

### 3 入札手続等

#### (1) 担当部署

① 公募条件及び積算について

〒536-8550

大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号

独立行政法人都市再生機構西日本支社 技術監理部基盤整備課【都市施設】

電話：06-6969-9434

② 入札手続について

〒536-8550

大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号

独立行政法人都市再生機構西日本支社 総務部契約課

電話：06-6969-9970

#### (2) 入札説明書等の交付期間及び入手方法

入札説明書等は、平成30年6月8日(金)から平成30年7月18日(水)までに当機構ホームページからダウンロードすること。

#### (3) 参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、2(1)に掲げる競争参加資格の認定を受けている者とする。

なお、参加表明書を提出する時において、当該資格の認定を受けていない者については、入札説明書に示すところに従い参加表明書を提出することができる。

#### (4) 参加表明書の提出期間並びに提出場所及び方法

① 提出方法： 参加表明書は電子入札システムで提出すること。ただし、やむを得ない事由により、紙入札を希望する場合は、必ず発注者の承諾を得て、下記提出場所に内容を説明できる者が持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない(必ず事前予約を行うこと。)

② 提出期間： (電子入札システムによる場合)

平成30年6月11日(月)から平成30年6月22日(金)までの

土曜日、日曜日を除く毎日、午前10時から午後5時まで  
(紙入札による場合)

平成30年6月21日(木)及び平成30年6月22日(金)の午前  
10時から午後5時まで

- ③ 提出場所： (電子入札システムによる場合) 上記3(1)②に同じ。  
(紙入札による場合) 上記3(1)①に同じ。

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

① 提出方法： 電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、上記3(1)②に郵送(書留郵便により締切日時に必着)により提出すること。持参又は電送によるものは受け付けない。

② 提出期限： 平成30年7月18日(水) 正午まで

③ 提出先： 〒536-8550 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号  
独立行政法人都市再生機構西日本支社 総務部契約課  
なお、提出期限までに当機構に到着したものを有効とする。

④ 開札日時： 平成30年7月19日(木)

⑤ 開札場所： 独立行政法人都市再生機構西日本支社 総務部契約課

※ 開札時間は、指名通知に併せて通知する。

- (6) 本業務において、入札に参加する者が関係法人1者だった場合は、当該手続を中止し、再公募を実施する。

#### 4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 納付(請負代金額の10分の1以上)。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (2) 入札の無効 本掲示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程(平成16年独立行政法人都市再生機構規程第4号)第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- (4) 手続における交渉の有無 無

- (5) 契約書作成の要否 要

- (6) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。

- (7) 詳細は入札説明書による。

- (8) 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取り組みを進めるとされているところ。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、御了知願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、御了知願います。

- 1) 公表の対象となる契約先  
次のいずれにも該当する契約先
  - ① 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。
  - ② 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること。
- 2) 公表する情報  
上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。
  - ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
  - ② 当機構との間の取引高
  - ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
  - ④ 1者応札又は1者応募である場合はその旨
- 3) 当方に提供していただく情報
  - ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
  - ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- 4) 公表日  
契約締結日の翌日から起算して72日以内

以上

※ お車でのご来場は、周辺道路の交通停滞を招く恐れがありますので固くお断り申し上げます。